

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
デジタル大臣 河野 太郎 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様
総務大臣 寺田 稔 様

強権的な健康保険証の廃止に断固反対し強く抗議する

2022年11月1日
全日本年金者組合
中央執行委員長 杉澤隆宣

政府は、2024年秋に現在の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化する方針を突然発表した。

マイナンバーカードと健康保険証を一体化する方針は、マイナンバー法16条2項の「任意取得の原則」に違反し、カードの事実上の強制となる。年金者組合はこうした強権的な「健康保険証の廃止」に断固反対する。

政府の骨太方針では、マイナンバーカードの活用について「健康保険証」「運転免許証」「在留カードとの一体化」「国税還付、年金給付、各種給付金（国民向け現金給付等）、緊急小口資金、被災者生活再建支援金、各種奨学金等の公金の受取手続の簡素化・迅速化」などと記述している。

デジタル庁と関係省庁が連携して情報システムの集中をすすめ、マイナンバーカード所持を全国民に強要し、個人情報をも国が集中管理する動きに拍車をかけるものであり、監視社会への道筋を開くものである。

マイナ保険証には多くの問題点がある。まず、日常的に持ち歩くことによる紛失リスクである。また、マイナンバーカードに内蔵する電子証明書の交換は5年、カードは10年毎に更新が必要で、手続きのために役所へ行く必要がある。紛失による再発行や更新手続きが遅れば保険資格確認ができない。受診となれば全額自己負担となり、患者の受療権を奪うことになる。さらに、保険証は月初めに1度、窓口で提示すれば良いが、マイナ保険証は受診のたびに読み取り機にかざし、資格確認する。その際に顔認証か暗証番号の入力が必要となる。患者の受療権を守るためにも、現行の保険証は残すべきである。

マイナンバー法第16条の2には、「機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする」とあり、「申請」を事実上義務化することは、法に反する。また、憲法25条の実現を目的とした国民皆保険制度の基盤となる健康保険証を人質に取り、全く異質のものであるマイナンバーカードを個人の判断の余地もなく強制的に取得させるやり方は人権侵害である。

法律上任意であるにもかかわらず、国民の声も聴かず、国会審議もしないで「健康保険証廃止」といった強権的な手法に対し、国民から抗議の声が上がっている。また、医療機関からも保険証廃止に異論が出ている。

年金者組合は、患者・国民の医療を受ける権利を守る立場から、保険証の廃止に断固反対するとともに強く抗議する。